

残念な相続①同族会社の株式

平等相続は悪平等

未上場の同族会社で業績が良く、不動産、有価証券等の資産価値の高い財産を保有している場合は、事業承継は大変です。自社株の相続税評価額が、かなり高額になるケースが多いからです。そんな法人の多くは、顧問税理士などから、「株価の安い今の内に、お子さんやお孫さんに株式を贈与や売買で移転・分散させましょう。社長の持ち株数を少なくしておけば、相続のときに安心ですから」とアドバイスされます。

確かに株式を分散し被相続人の所有株数を減らしておけば、相続税の負担は減少するでしょう。ただ、このアドバイスには、大変重大なリスクを潜んでいます。誰が経営の責任者として実権を握るのかという、支配権を考慮していないと後で争族トラブルになることが予想されるからです。

父親が一代で築いた町工場を経営する同族会社で、その株式を長男と次男の息子2人が均等に相続した事案がありました。将来禍根を残す恐れがあるため、どちらか一人に集中すべきだったのですが、相続時点では兄弟で仲良く会社の経営もしていましたし、また何より株式の評価額が高く、金融資産などの主だった相続資産も他になかったため、結局均等に同族株式を兄弟2人で50%ずつ相続してしまったのです。

しかし数年経ってその町工場は廃業し、その敷地に賃貸ビルを建てて不動産賃貸業に転業する事になりました。そこで株式の共有状態を解消することになったのですが、双方の財産価値を維持する事を考慮すると、兄弟の片方が他方へ株式を売却する他に方法はなく、多額の譲渡税の負担を余儀なくされてしまったのです。これは相続時に株式を集中させておけば、支払わずに済んだ税金でした。将来予想される経営方針の違いからくる衝突を考えれば、一つの法人は一人で経営判断ができる体制を整えておく必要があるのです。

株式は一人に集中して

ではどれだけの株式を持てばいいのでしょうか？実際の会社の運営は経営者である取締役が行います。取締役の中から社長である代表取締役が選ばれるため、表面的には社長や専務と言われる人が偉そうには見えます。しかし、その取締役たる役員は、株主が株主総会において選任することになっています。つまり、株主の意向次第で社長や他の役員を替えることが、簡単にできてしまうのです。

その意味で株式を所有する株主が絶対の権限者、となります。株主総会自体は多数決の原理で動くため、過半数を押さえればとりあえずは支配できます。ただ、重要な案件については特別決議と言って、全株式の2/3以上の賛成が必要です。万全を期すなら、株式の2/3以上を確保していれば、何でもできると言ってもいいでしょう。逆に1/3以上の株式を持つと、特別決議の拒否権を握ることになります。

既に分散されている株式の場合は

そうは言っても、何度かの相続を経て既に遠い親戚にまで株式が分散している事例も多いものです。この状態を放置すれば、更なる遠い親戚にまで株式が分散し、それこそ経営権・支配権の確保も危ぶまれる事態に陥ります。

その問題の処方箋は、地道に分散した株式を買い戻すことが基本です。しかし基本的には買戻しには多額の費用がかかる事を覚悟しなければなりません。しかも、ここで買い戻すにあたり、必ずしも今現在経営を支配している個人が総ての株式を同じ価格で取得しなければならないということではありません。誰が誰にその株式を売却するかによって、同じ株式でも税務上異なる価格が要求される事になるからです。この株の評価額の問題はまた別の機会にご説明します。